

# 山梨県公報

第五百十九号

令和六年

十一月二十一日

木曜日

## 目次

○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	四四九
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出	四四九
○土地改良区役員の内任	四五〇
○土地区画整理組合の設立認可	四五〇

## 告示

### 山梨県告示第二百六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。  
令和六年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 弁護士法人ライズ総合法律事務所 東京都中央区日本橋三丁目九番一号 日本橋三丁目スクエア十二階
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料
- 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和六年十月一日
- 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和六年十月一日から令和七年三月三十一日まで
- 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 口座振込

## 公告

### 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
令和六年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 S M F L mira パートナーズ株式会社 代表取締役 上田明 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

### 二届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地 ビバモール甲斐敷島 山梨県甲斐市中下条字 東河原二千番一外及び山梨県甲府市荒川二丁目二番二外

### 2 変更した事項

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

代表取締役 寺田達朗

変更後

代表取締役 上田明

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

アー克蘭ズ株式会社  
代表取締役 坂本晴彦  
新潟県三条市上須頃四百四十五番地  
外八者

変更後

アー克蘭ズ株式会社  
代表取締役 坂本晴彦  
新潟県三条市上須頃四百四十五番地  
外七者

- 変更の年月日 令和六年六月一日外

- 届出年月日 令和六年十一月十一日

- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

- 縦覧期間 この公告の日から令和七年三月三十一日まで

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、早川町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

令和六年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	辻一幸	南巨摩郡早川町新倉三百四十四一 一	令和六年十一月十一日
副理事長	望月健市	南巨摩郡早川町大島四百四十六	同
同	石井猛雄	甲斐市篠原千八百十一一三	同
理事	望月辰男	南巨摩郡早川町高住六百四十五一 二十七	同
同	水地弘嗣	甲斐市篠原二千六一五	同
監事	大野孝宏	南アルプス市飯野千八百四十九一 三	同
同	中居義正	南巨摩郡早川町湯島八百十三	同

● 土地区画整理組合の設立認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可した。

令和六年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 組合の名称

アザレアタウン中央地区土地区画整理組合

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

二 事業施行予定期間

令和六年度から令和十四年度まで

三 施行地区

山梨市小原西字寺ノ下、字西二本木及び字南反保の各一部、同市小原東字寺ノ下、字西二本木、字東二本木及び字南反保の各一部並びに同市上神内川字神戸、字幸ノ神、字原林及び字松原の各一部

四 事務所の所在地

山梨市小原西八百四十三番地山梨市役所内

五 設立認可の年月日

令和六年十一月二十一日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

この組合の事務所の掲示場及び山梨市役所に掲示して行う。